

クリーンウッド法の解説（実務編）



一般社団法人全国木材組合連合会

[令和7年度事業者による合法性確認の取組に対する支援、普及啓発検討委員会]

➤実務編では、クリーンウッド法の義務対象事業者が
具体的にを行う事項について説明

➤内容

- 義務の概要について
- 原材料情報の収集・整理（第1種）
- 素材生産販売事業者の義務（情報提供）
- 合法性の確認（第1種）
- 記録の作成・保存（第1種）
- 情報の伝達（第1種）
- 定期報告（一定規模以上の第1種）
- 罰則規定等
- クリーンウッド法と合法木材ガイドラインの相互運用
- クリーンウッドシステム
- クリーンウッド法に関する情報サイト・お問い合わせ先

●義務の概要について

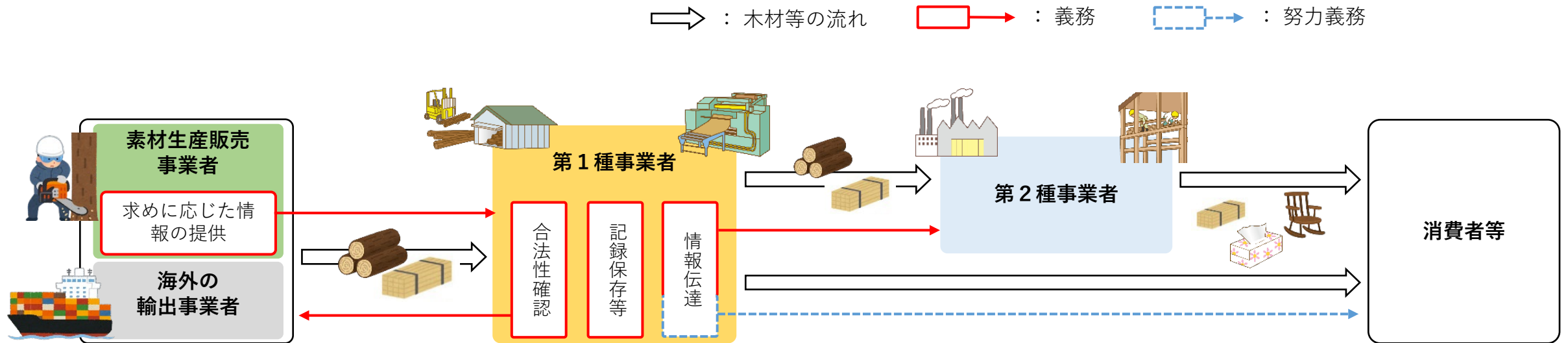
木材等の譲受け等に係る義務内容

(1) 第1種木材関連事業者

① 原材料情報の収集・整理、合法性の確認 ② 記録の作成・保存 ③ 木材関連事業者に対する情報伝達

(2) 素材生産販売事業者

第1種木材関連事業者の求めに応じて伐採造林届出書の写し等の合法性の確認に資する情報の提供



- 原材料情報の収集・整理
(第1種木材関連事業者の義務)

木材等の譲受け等に係る義務内容

(1) 原材料情報の収集・整理

(1) 第1種事業者は原材料情報を収集・整理する義務

(2) 義務として収集すべき情報（原材料情報）は、**樹種**、**伐採地域**、**証明書**の3つ

樹種

取引において通常用いている名称

国産材の場合

- ・伐採造林届出書に記載されている樹種 など

輸入材の場合

- ・ベイマツ、ユーカリ など

※自ら樹種の特定を行い、樹種情報を収集してもOK

伐採地域

国レベルの情報が必要

国産材の場合

- ・国産（任意で都道府県・市町村）

輸入材の場合

- ・国名
- ・「アジア」等国の範囲を超えるものは×

証明書

国産材の場合

- ・伐採造林届出書※
- ・森林経営計画書認定書
- ・保安林における許可書、届出書
- ・国有林における林産物の売買契約書
- ・伐採造林届出書に係る適合通知書
- ・森林認証材であることを示す書類（SGEC、FSC等）
- ・木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（林野庁ガイドライン）に基づく合法木材証明書 など

輸入材の場合

- ・各国が発行する証明書
- ・森林認証材であることを示す文書（PEFC、FSC等）など

証明として扱える書類の具体例（国産材）

民有林	共通	①木材の安定供給の確保に関する特別措置法第4条における認定事業計画
		②森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法における特定間伐等促進計画、認定特定増殖事業計画、認定特定植栽事業計画
		③地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律における認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画
		④森林経営管理法第43条における命令書または公告
		⑤森林法第49条における立入調査の許可書
		⑥森林法第188条における農林水産大臣または首長の命令書
		⑦森林法第11条第5項における森林経営計画認定書及び森林経営計画書（伐採に係る箇所のみ）
		⑧都道府県等による地域材証明制度による木材に対する証明（合法性を要件にしている制度に限る）
		⑨森林認証制度による木材に対する証明（大臣から指定を受けた者による制度に限る）
		⑩木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインにおける団体認定による木材に対する証明（大臣から指定を受けた者による認定に限る）
		⑪条例等に基づく伐採に関する許可書や届出書等
	普通林	①森林法第10条の8第1項における伐採造林届出書
		②森林法第10条の8第1項第1号における法令等による許可証等
		③市町村による伐採造林届出書に係る適合通知書
		④森林法第10条の8第3項における緊急伐採後の事後届出書
		⑤森林法第10条の2第1項における林地開発許可書
		⑥森林法第10条の15における公益的機能維持増進協定
	保安林	①森林法第34条第1項における保安林伐採許可書
		②森林法第34条第1項第1号における法令等による許可書等
		③森林法第34条の2における択伐及び同法第34条の3における間伐の届出書
		④森林法第34条第9項における緊急伐採後の事後届出書
		⑤森林法第39条の4第1項における特定保安林の伐採に関する地域森林計画
		⑥森林法施行規則第60条第1項第5号～第9号における届出書
国有林		①林産物の売買契約書、請書等
		②産物販売委託契約書
		③立木補償に関する契約書、請書等
		④樹木採取権実施契約書

※書類は該当箇所の写しのみでよい

※公有林についても、国有林の①～③に相当するものを活用することが可能

証明として扱える書類の具体例（輸入材）

原産国	政府機関	許可書	カナダ：丸太輸出許可証
			フィリピン：公有林産の丸太輸送の際に発行される木材原産地証明書（C T O）
		届出書	E U D R を批准している国：E U D R における D D ステートメント（※E U D R の施行後に活用可能）
			アメリカ：針葉樹原木についての輸出に関する届出書
	準ずる機関	許可書	カナダ：州政府による州有林伐採許可証
		届出書	オランダ：州政府への伐採報告書
			※我が国における森林法第10条の8に規定する市町村への伐採造林届出書のイメージ
輸出国	政府機関	許可書	フィリピン：木材・木材製品の輸出許可証
	準ずる機関	許可書	インドネシア：木材合法性認証機関（L V L K）による合法性証明書
その他			①伐採された樹木の所有権その他権原を有する者であることを証する情報（原産国法令の適用がない場合のみ）
			②森林認証制度による木材に対する証明（大臣から指定を受けた者による制度に限る）
			③木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインにおける団体認定による木材に対する証明（大臣から指定を受けた者による認定に限る）

※書類は該当箇所の写しのみでよい

※政府機関に準ずる機関：州政府等の公的機関、その外郭団体、公的機関による認定団体

※本表に掲載する情報は一例であり、その他条文にあてはまる情報であれば、原材料情報として活用可能

木材等の譲受け等に係る義務内容

(1) 原材料情報の収集・整理

- (1) 国産材、輸入材でも、森林認証材であることを示す書類は証明書として活用できる。
※ただし、木材に対してではなく、事業者が森林認証を受けたことを示す書類は証明書には該当しない
- (2) 伐採造林届出書の写しには3つの原材料情報（樹種、伐採地域、証明書）が記載されている



国産材の場合

- ・伐採造林届出書※
- ・森林経営計画書認定書
- ・保安林における許可書、届出書
- ・国有林における林産物の売買契約書
- ・伐採造林届出書に係る適合通知書
- ・森林認証材であることを示す書類（SGEC、FSC等）
- ・木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（林野庁ガイドライン）に基づく合法木材証明書 など

輸入材の場合

- ・各国が発行する証明書
- ・森林認証材であることを示す文書（PEFC、FSC等）など

※伐採造林届出書には、樹種と伐採地域の情報が含まれているため、届出書の写しを提出すれば3つの原材料情報（樹種、伐採地域、証明情報）を提出したことになります。

その他

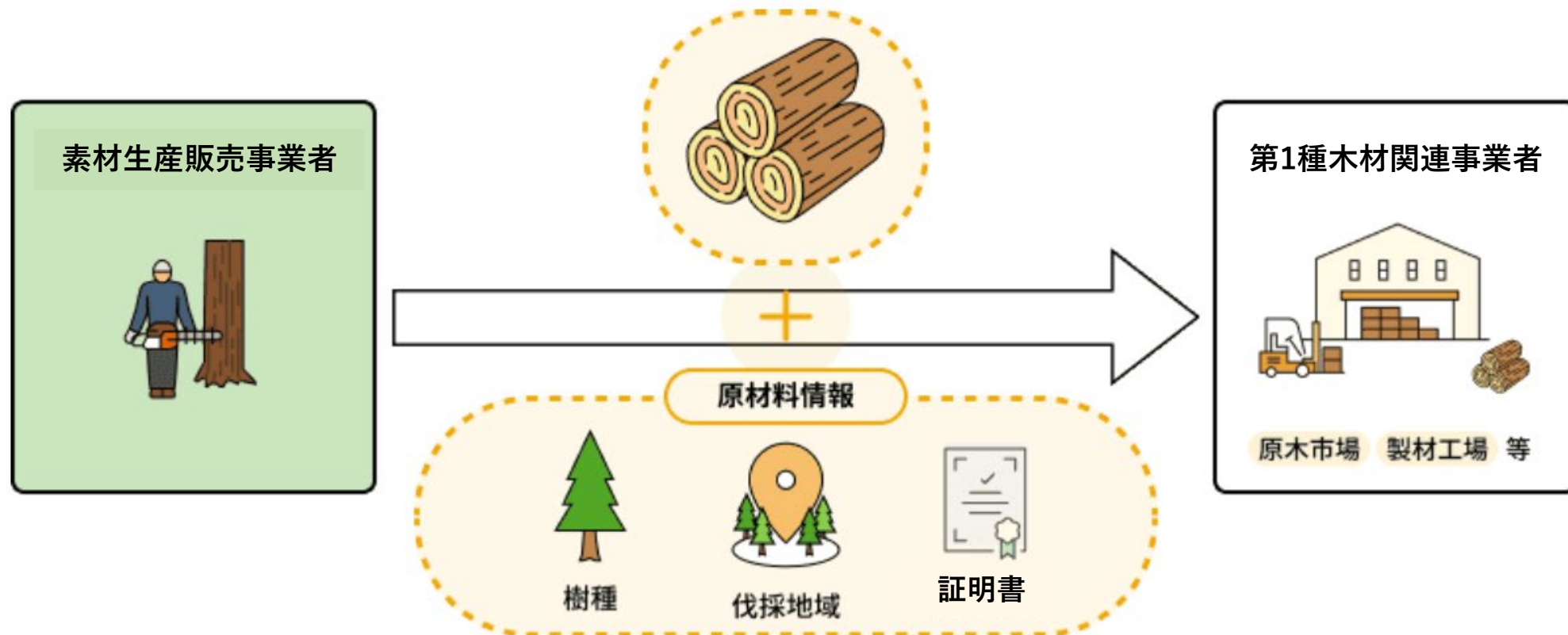
- ・原材料情報の提供を求める手法は問わず、書面でも、口頭でも可
- ・樹種、伐採地域について収集する情報の媒体は問いませんが、証明書は書面もしくは電子である必要
- ・原材料情報が収集等できなかった場合も、収集行為を行ったことが分かるようにしておくことが重要

●素材生産販売事業者の義務（情報提供）

木材等の譲受け等に係る義務内容

(2) 素材生産販売事業者の情報提供

- 素材生産販売事業者は、第1種木材関連事業者の求めに応じる義務
- 丸太の譲渡しの際に情報提供を行うのが効率的



- 合法性の確認
(第1種木材関連事業者の義務)

木材等の譲受け等に係る義務内容

(3) 合法性の確認 ①

- (1) 原材料情報に加えて、関連情報を踏まえ、リスクに応じた合法性確認を実施
- (2) 合法性の確認の単位は任意

樹種 伐採地域 証明書

の3つの原材料情報をもとに**合法性の確認**を実施



収集した原材料情報の信頼性を高めるために

その他「関連情報」も収集し、DDにより合法性の確認を行うことが重要です

関連情報
とは

- 林野庁HP「クリーンウッド・ナビ」で提供する国内外の木材等に関する法令等の情報
- 取引の実績
- 取引相手の事業者認定（森林認証、合法木材ガイドライン等）
- 伐採地の違法伐採状況に関する報道
- 納品書と商品との突合結果 など

木材等の譲受け等に係る義務内容

(3) 合法性の確認 ②

- (1) 合法性確認でデュー・デリジェンス（DD）を行う場合、リスクの程度により調査等へどれほど注力するかを判断することをリスクベース・アプローチという
- (2) 「企業として判断する」というところが最も重要



形式的な判断を行っていて
DDできていない



その時々で必要な情報を
集めDDを行えている



リスクが低い場合、通常よりも
少ない調査で判断を行う場合があってもOK

木材等の譲受け等に係る義務内容

(3) 合法性の確認 ③

国産材

国内の違法伐採リスクは比較的に低いと考えられるため、「関連情報」の収集に大きなコストをかけなくても、合法性確認木材であると判断できる可能性が高いと考えられる

輸入材

輸入する国や地域などによりリスクが異なるため、関連情報として、輸出事業者からの聞き取りなども重要な情報

関連情報とは

- 林野庁HP「クリーンウッド・ナビ」で提供する国内外の木材等に関する法令等の情報
- 取引の実績
- 取引相手の事業者認定（森林認証、合法木材ガイドライン等）
- 伐採地の違法伐採状況に関する報道
- 納品書と商品との突合結果 など

収集できなかった原材料情報がある場合は「当該情報を収集できなかった」ことを踏まえ、収集できた原材料情報と関連情報を用いて合法性の確認を行います。

●記録の作成・保存 (第1種木材関連事業者の義務)

木材等の譲受け等に係る義務内容

(4) 記録の作成・保存

- (1) ①収集等した原材料情報に関する原材料情報、②合法性確認の結果、③確認の理由について記録を作成
- (2) 合法性確認を行った木材等を譲り渡すまでに作成
- (3) 原則5年間保存

記録の内容	① 収集した原材料情報の内容（例スギ／宮崎県／伐採造林届） ✓ 樹種：取引において通常用いている名称 ✓ 伐採地域：国名。国産は、A.国産、B.都道府県、C.市町村など ✓ 証明書等の種類（証明書そのものを保存してもよい） ② 合法性確認木材等であるか否か （例：合法性確認木材等／合法性確認木材等ではない） ③ ②の根拠となる合法性確認の理由 例1 ○○という関連情報を用いて判断した 例2 収集した原材料情報が真正であると判断した 例3 収集した原材料情報等を踏まえて、内規に則り判断した 例4 原材料情報及び取引先が木材の合法性に関する認定を受けている事業者であることを踏まえて判断した
記録の方法	書面又は電子
記録の保存期間	作成の日から5年間 （ただし、作成の日から譲渡しまで5年を超える場合は譲渡しの時まで）

●情報の伝達 (第1種木材関連事業者の義務)

木材等の譲受け等に係る義務内容

(5) 情報の伝達

- (1) ①原材料情報の記録に関する情報 及び ②合法性確認木材等であるか否かの情報 を伝達
- (2) 伝達方法は、書面、電磁的方法など
- (3) 木材関連事業者が木材等を譲り渡す際に情報伝達の義務

1. 伝達する情報

① 原材料情報の記録に関する情報	② 合法性確認木材等であるか否かの情報
<u>原材料情報（樹種、伐採地域、証明書）をすべて収集できた場合</u> →その旨を伝達する（例：全ての原材料情報収集済み） 収集できた原材料情報の具体的な内容を伝達してもよい （例：スギ、△△県、伐採造林届） <u>収集できなかった原材料情報があった場合</u> →その内容（例：証明書なし）を伝達する	伝達例 ✓ 合法性確認木材等です ✓ 合法性確認木材等ではありません

木材等の譲受け等に係る義務内容

(5) 情報の伝達

2. 伝達の方法

伝達の方法 口頭は不可

- 電子メール、FAX
- 書状やCD-ROM等の記録媒体
- クリーンウッドシステム
- 包装、納品書等
- 情報をアップロード

3. 情報伝達の義務が課されない場合

情報伝達の義務が 課されない場合

以下の場合、情報伝達は義務ではなく努力義務となります

- 消費者への譲り渡し
例：第1種事業者が自社のウェブサイトで消費者へに販売を行う場合
- 木材関連事業者でない事業者への譲り渡し
例：譲渡しの相手がパレット製造事業者やきのこ生産者などの木材関連事業者でない場合
- 輸出する場合

(ポイント)

情報伝達の義務が課されない場合においても、合法性の確認及び記録の作成・保存の義務は課されることに留意

参考① 納品書での情報伝達 記載例（第1種→第2種）

樹種	品名	等級	長さ	厚	幅	入	単位	材積	金額	適用

納品書

〇〇 株式会社
〇〇〇〇 部署
代表 林野 太郎 様

発行日：YYYY年MM月DD日
発行者： 〇〇 株式会社〇〇〇〇 部署
所在地： 〇〇県 〇〇〇市〇町 12-34
代表： 山元 花子

本体金額：¥ 999,999,999
消費税：¥ 999,999,999
合計金額：¥ 999,999,999

合法木材ガイドラインの
団体認定制度の例

〇〇県木連〇〇XX号
■ 上記の物件は合法的に伐採された木材のみ使用しています

CW法に基づく伝達情報

- ・ 原材料情報の記録に関する情報※1
- ・ 合法性確認結果※2

◆ クリーンウッド法に基づき全ての原材料情報を収集しています
◆ 上記の物件はクリーンウッド法に基づく合法性確認木材です

※1 原材料情報の3つ樹種・伐採地域・証明書それぞれの内容まで伝達するかは任意です。

※2 合法木材ガイドライン（団体認定制度等）を活用してCW法に基づく合法性確認を行った場合も、当該制度に基づく伝達情報とは別に、CW法に基づく合法性確認結果を記載する必要があります。

●定期報告 (一定規模以上の第1種木材関連事業者の義務)

木材等の譲受け等に係る義務内容

(6) 第1種事業者の定期報告：一定規模の基準

- (1) 一定規模以上の木材等を取り扱う第1種事業者は、毎年1回、取り扱った木材等の数量等を報告
- (2) 一定規模の基準は、事業の内容（国産／輸入）や物品（木材／木材製品）ごとに区分
- (3) いずれかの基準以上の場合、すべての区分について報告

定期報告の対象となる基準	第一種事業として譲受けた区分1~3ごとの量	
	区分1：国産材（丸太）の総量	3万m ³
	区分2：輸入した「木材」を丸太換算した総量	3万m ³
	区分3：輸入した家具・紙等の物品（「木材」以外）の総量	1.5万トン
	* 使用する丸太換算係数は任意 * 輸出された国木材（もしくは「伐採国が日本の木材等」）を輸入した場合は、区分1ではなく区分2に該当 * 家具等においては、「主たる部材」意外の重量も含む。ただし、部材ごとに輸入する場合は、「主たる部材」のみの重量	
報告対象	➡ 第1種木材関連事業者として譲受けた木材等についてのみ報告 ➡ 上記区分1~3のいずれかの基準を上回った場合、すべての区分について報告	

木材等の譲受け等に係る義務内容

(6) 第1種事業者の定期報告：報告内容

基準以上となった第1種事業者は、毎年1回(1)及び(2)を主務大臣に報告

(1) 第1種事業者として譲り受けた木材等の総量

(2) (1)のうち合法性確認木材等の数量

1. 報告内容

一定規模の「基準の区分」ごとに、以下の(1)(2)について報告

(1) 譲受け等をした木材等の総量：譲受け等をした木材等の総量を種類別に報告

	単位	種類
区分1：国産材	任意 (丸太換算ではなく正味の量)	「素材」「板材、角材等」「単板、合板等」 「集成材等」「OSB」「ペレット等」「チップ等」 7種類
区分2：輸入した木材		
区分3：輸入した家具・紙等	トン (任意の換算係数でトンに換算)	「家具」「木材パルプ、紙」「建材」「建具」 「中間製品・その他」 5種類

※1 報告がない種類については、0と報告されたこととする

※2 自家消費や第2種として譲り受けた木材等は報告不要（合法性確認の義務に係る木材等のみ報告すればよい）

※3 複数の区分に係る事業を行っている場合、区分をまたいでの合算は不要

※4 自ら所有する/所有者から委託を受け伐採した樹木の加工を行う事業者においては、伐採量ではなく加工部門で引き受けた数量

(2) (1)のうち合法性確認木材等の数量

① (1)で用いた単位と揃えること

② 合法性確認を行った木材等の数量ではなく、合法性が確認できた木材等の数量

木材等の譲受け等に係る義務内容

(6) 第1種事業者の定期報告：報告の対象期間、方法、期限

対象期間	前年度の4月～3月（基準の対象、報告の対象いずれも）
報告方法	メール、書面、クリーンウッドシステム
報告期限	毎年6月末日
報告先	(1) 木材（国産、輸入を問わない）のみ扱った場合 農林水産大臣 (2) 輸入の家具・紙等のみ扱った場合 経済産業大臣 (3) (1)、(2)の両方を扱った場合 農林水産大臣 及び 経済産業大臣

提出窓口

農林水産大臣 宛	経済産業大臣 宛
メールでの提出 ✉ cleanwood@maff.go.jp 林野庁林政部木材利用課 合法伐採木材利用推進班 書面での提出 〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1 林野庁林政部木材利用課 合法伐採木材利用推進班	メールでの提出 ✉ bzl-cleanwood-teikihoukoku@meti.go.jp 経済産業省製造産業局 生活製品課・素材産業課 書面での提出 〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省製造産業局 生活製品課

クリーンウッド
システムからも
提出可能です

無料でご利用
できます!



●罰則規定等

罰則規定等

- 第1種木材関連事業者・素材生産販売事業者が義務として行う事項に対して、主務大臣による指導・助言から段階を踏んで罰則に至る場合があります
- また以下について、報告や立入検査の対象となる場合があります
 - ・木材関連事業者による合法性の確認等の実施状況や合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置の実施状況
 - ・素材生産販売事業者による原材料情報の提供の実施状況

【罰則に至るプロセス】

下記いずれかの実施について
疑義がある場合等

第1種木材関連事業者

- ◆ 原材料情報の収集・整理（第6条）
- ◆ 記録の作成保存（第7条）
- ◆ 情報伝達（第8条）

素材生産販売事業者

- ◆ 第1種事業者の求めに応じた情報提供（第9条）

①
指導・助言

なお規定に違反、又は違反するおそれがある場合

②
勧告

なお勧告に従わない場合

③
公表

⑤
百万円以下の罰金

命令に違反した場合

④
命令

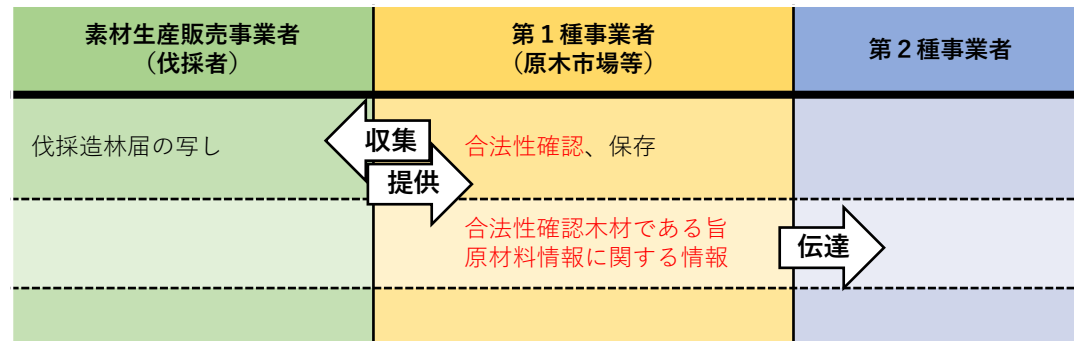
なお正当な理由無く勧告に係る措置を行わない場合

●クリーンウッド法と合法木材ガイドライン の相互運用

クリーンウッド法と合法木材ガイドラインの相互運用

- (1) 合法木材ガイドライン（以下、GLという）の認定事業者による証明書がクリーンウッド法（以下、CW法という）の原材料情報（証明書）として活用可能
- (2) 伐採者が提供するものは合法木材ガイドラインの場合と同じ
- (3) 第1種事業者は受け取った書類をもとにクリーンウッド法に基づく合法性確認を行う

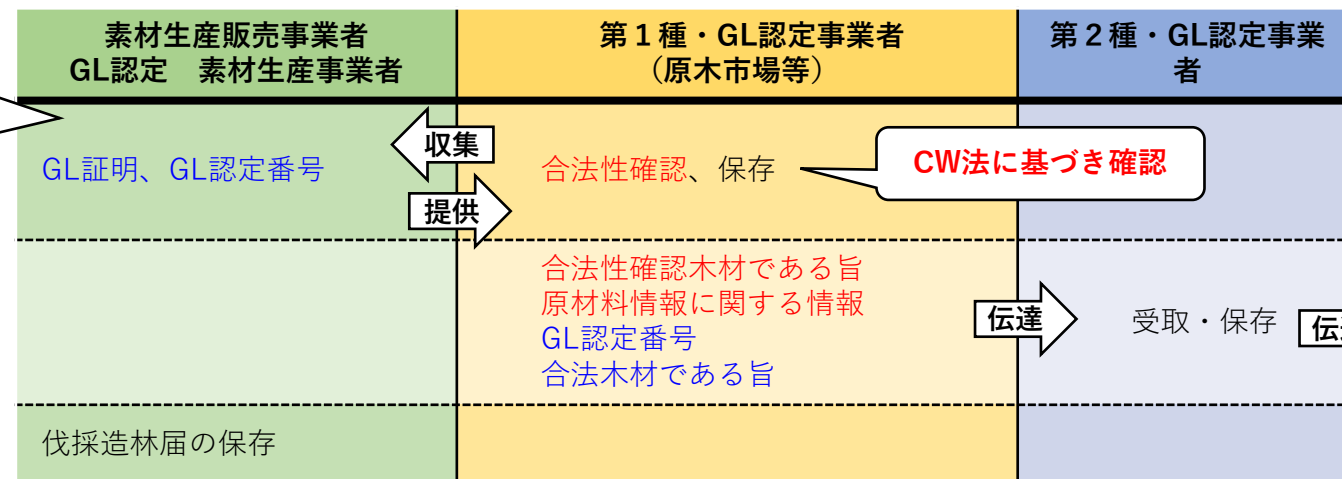
【CW法の合法性確認】



【GLの合法証明】



【CW法の合法性確認とGLの合法証明を相互運用する場合】



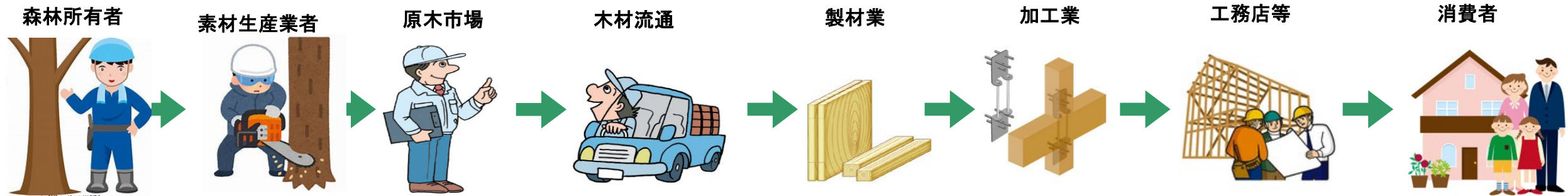
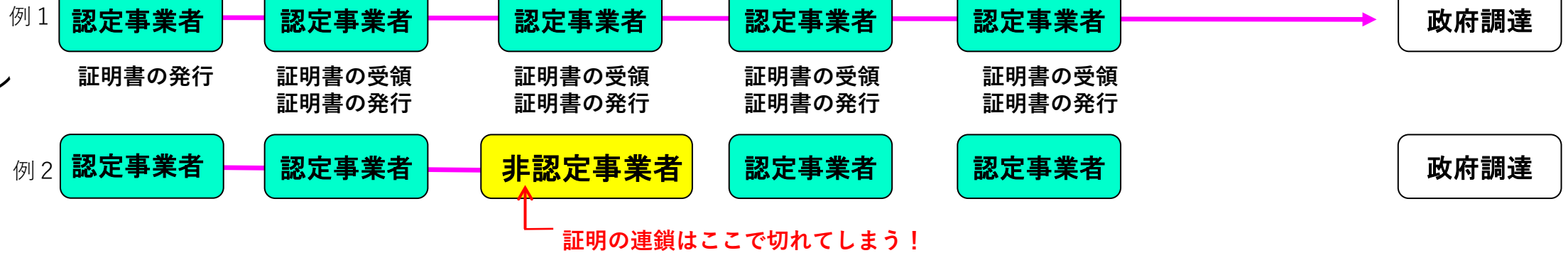
合法木材GLの枠組みによる証明を用いることが可能
⇒GL認定伐採者（素材生産事業者）が行うことはGLの合法証明の場合と同じ

GL認定事業者間で確実に情報が伝達

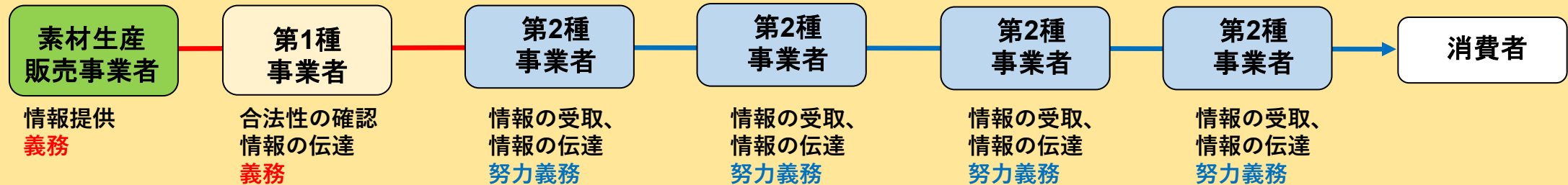
GL認定事業者間で確実に情報が伝達

合法木材ガイドラインとクリーンウッド法の比較（サプライチェーンの観点から）

合法木材
ガイドライン
に基づく
合法証明



クリーンウッド法
に基づく
合法性の確認等



- 第1種木材関連事業者の合法性確認結果を伝達
- 情報伝達を行う木材関連事業者の要件はない（登録を受けるかどうかは任意）

合法木材ガイドラインのネットワーク活用的重要性

我が国の違法伐採リスクは国際的にみても低いことから、クリーンウッド法の運用にあたっては、

- ① 第1種木材関連事業者において合法性が確認できる可能性が高いこと
- ② 合法性確認木材100%が達成されれば分別管理等が必要なく、そのためのコストが不要になること
に留意する必要がある



このため、木材産業業界としては、合法性が確認された木材のみが流通（合法性確認木材100%）する状況を早期に実現する方針

このことは、国際的にも持続可能な木材利用がますます重要になっている中で、時代の流れとして必然



ただし、第2種木材関連事業者の情報伝達は努力義務であり、当面は合法性確認木材とそうではない木材の分別管理が必要になると考えられるが、合法性確認木材を要件とする政府調達（グリーン購入）、補助金の採択要件、企業等による環境に配慮した調達方針等に適切に対応していくためには、従来からの12,000社のネットワークを持つ合法木材ガイドラインに基づく合法木材供給体制をクリーンウッド法を推進するツールとして活用し、確実に川下へ情報伝達を図る必要

合法木材ガイドラインにおける団体認定制度の推進

- (1) 全国木材組合連合会をはじめ、林業・木材産業関連団体では、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（合法木材ガイドライン）における団体認定制度を運用
- (2) 十数年にわたる取組により12,000社の認定事業者によるサプライチェーンを構築

合法木材ガイドラインの認定事業者がクリーンウッド法に積極的に取り組むために、全国木材組合連合会では、

- 認定事業者による信頼性の高い合法木材だけを流通させるサプライチェーンを活用し、合法性確認木材であることの伝達が確実に行われるよう、研修を開催するなど、認定事業者の能力強化に向けた取組の後押しをする
- 認定事業者が需要者に選ばれる存在となるよう、認定事業者が活用可能な「合法木材推進マーク」の普及に努める

こととしています



合法木材推進マーク

●クリーンウッドシステム

クリーンウッドシステムについて

クリーンウッドシステムは、クリーンウッド法に基づく記録の作成保存、情報伝達や報告書の作成等を行うことができるシステムです。本システムはWebシステムとして無償で提供され、パソコン、スマートフォン、タブレット等で利用可能です。



素材生産販売事業者、木材関連事業者が
利用できます！

クリーンウッドシステムの主な機能

1 原材料情報の登録

原材料情報（樹種、伐採地域、証明書）、その他任意情報を記録できます。

2 合法性確認結果の登録・記録の作成

原材料情報や関連情報、合法性確認結果、合法性確認の判断理由等をセットで記録できます。

3 情報伝達

原材料情報や合法性確認結果等の伝達を行います。
納品情報、木質バイオマス証明関連情報、登録・認定情報等の任意情報と一緒に伝達できます。

4 報告書作成・データ集計

登録木材関連事業者が登録実施機関へ提出する年度報告、一定規模以上の第1種木材関連事業者が国へ提出する定期報告を作成・提出できます。そのほか集計データとして活用できます。

利用者登録申請について

システムの利用には利用者登録が必要です。
利用者登録の申請やシステムの詳細は下記サイトをご確認下さい。

クリーンウッド・ナビ：流通木材合法性確認システム（クリーンウッドシステム）

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/clean-wood-system/index.html>

利用者登録申請については
こちらからアクセスできます→



● システムを使うと 記録の保存や検索が容易になります



（参考）クリーンウッドシステムの操作画面

例えば、左の画面では原材料情報の登録ができます。

- ・伐採地域
- ・樹種
- ・証明書（ファイルのアップロードが可能）

複数の原材料情報をまとめて保存することもできます。

●クリーンウッド法に関する 情報サイト・お問い合わせ先

クリーンウッド法に関する情報サイト・お問い合わせ先

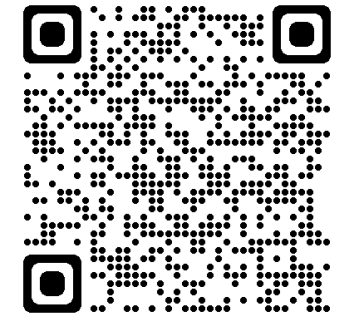
「クリーンウッド・ナビ」は、クリーンウッド法や合法伐採木材等に関する情報を提供するために、林野庁が運営しているWEBサイトです。クリーンウッド法が制定された背景や法の制度解説、様々な国・地域の現地情報等、クリーンウッド法に関する情報を掲載しています。



クリーンウッド・ナビへのアクセスはこちら！



<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>



関係資料

法律や政省令、参考資料やQ&Aなど、クリーンウッド法にかかる情報を集約・整理して掲載しています。



合法性確認の手引き等

合法性確認の具体的なフローチャートやチェックリストを掲載しています。



国別情報

クリーンウッド法に関連する法令や合法性確認に活用可能な書類例等、37の国・地域について掲載しています。

(2025年10月時点)



登録木材関連事業者一覧

合法性が確認された木材の利用に取り組む、登録木材関連事業者の一覧を掲載しています。検索機能を備え、お住まいの地域で登録されている事業者を簡単に探すことができます。

【クリーンウッド・ナビ お問い合わせ窓口】

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/madoguchi/index.html>

●この動画は以下を引用、加工して作成しています

林野庁HP「クリーンウッド・ナビ」

- クリーンウッド法の制度について
(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/summary.html>)
- 定期報告 (<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/teiki/teiki.html>)
- 運用説明資料（R7.3月版）：合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）について
(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/brochure/pdf/brochure-r7-01.pdf>)
- 「これで完璧！クリーンウッド法誰もが安心して使える木材の供給を目指して」
(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/brochure/brochure.html>)